

第4節～第6節 (略)
第10部 麻酔

通則

1～5 (略)

第1節 麻酔料

区分

K000～K002 (略)

K003 静脈内鎮静法 600点

注 区分番号K002に掲げる吸入鎮静法は、別に算定できない。

K004 歯科麻酔管理料 750点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師（地方厚生局長等に届け出た者に限る。）が行った場合に算定する。

第2節・第3節 (略)

第11部 放射線治療

通則

1～3 (略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

L000～L002 (略)

L003 密封小線源治療（一連につき）

1 (略)

2 腔内照射

イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合

12,000点

ロ (略)

に算定する。

第4節～第6節 (略)
第10部 麻酔

通則

1～5 (略)

第1節 麻酔料

区分

K000～K002 (略)

K003 静脈内鎮静法 120点

注 区分番号K002に掲げる吸入鎮静法は、別に算定できない。

(新設)

第2節・第3節 (略)

第11部 放射線治療

通則

1～3 (略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

L000～L002 (略)

L003 密封小線源治療（一連につき）

1 (略)

2 腔内照射

イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合

10,000点

ロ (略)